

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギル（以下これらを「ブラックバス等」という。）の再放流について次のとおり指示する。

平成24年10月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

1 指示内容

県内の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においてブラックバス等を採捕した者は、これを採捕した水面に再び放してはならない。ただし、鳥取県内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 指示開始の日

平成24年11月1日